

令和 3 年

高松市教育委員会 1 2 月定例会

会 議 録 (抄本)

1 2 月 2 3 日 (木) 開会

1 2 月 2 3 日 (木) 閉会

| 出席した教育長及び委員 | | | |
|---------------------|-----------|--|--|
| 教 育 長 | 藤 本 泰 雄 | | |
| 委 員 | 吉 澤 潔 | | |
| | 葛 西 優 子 | | |
| | 関 元 盛 夫 | | |
| | 小 方 朋 子 | | |
| | 富 家 佐 也 加 | | |
| 欠席した教育長及び委員 | | | |
| | | | |
| 説明のため会議に出席した者等 | | | |
| 教育局長 | 森 田 素 子 | | |
| 教育局次長 総務課長事務取扱 | 中 谷 厚 之 | | |
| 教育局次長 生涯学習課長事務取扱 | 合 田 紀 子 | | |
| 中央図書館長 | 石 野 知 津 | | |
| 学校教育課長 | 山 地 芳 樹 | | |
| 総務課長補佐 | 香 川 昭 子 | | |
| 総務課総務係長 | 別 所 里 美 | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 会議録署名委員 | 関 元 盛 夫 | | |
| 事務局担当書記 | 新 田 周 子 | | |

【特記事項】 傍聴人なし

議 事 日 程（12月定例会）

日程第1 議案第37号 高松市立小・中学校における個人情報の取扱いに関する指針について

日程第2 議案第38号 高松市図書館条例施行規則の一部改正について

日程第3 報告事項

1 令和3年第6回高松市議会定例会答弁要旨について

【令和3年12月23日（木） 議 事 内 容】

午前9時30分 開会

教育長が、会議録の署名委員に関元委員を指名。

日程第1 議案第37号

議案第37号 「高松市立小・中学校における個人情報の取扱いに関する指針について」

学校教育課長から、高松市立小・中学校における個人情報の取扱いに関する指針について説明。

<質疑>

- 委 員 個人情報の第三者請求に関して、学校で小児生活習慣病予防健診を行っているところ、そのデータを研究に使用したいと大学から依頼がありました。先の医師会で、個人が特定されないようにしてデータを提供するというのを決定したのですが、そういう場合には保護者の同意等はいらないのでしょうか。
- 学校教育課長 個人情報としては、他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含むとされております。
- 委 員 そうすると、識別できないものであれば大丈夫ということでしょうか。
- 学校教育課長 確認をいたしますが、個人を特定できるものではないと思います。
- 教 育 長 照合はできないのですよね。

- 委 員 できません。
- 教育局長 情報提供をすることがあるということを伝えておいた方が、丁寧であるとは思いますが。
- 教 育 長 その研究結果は公表されるものなのでしょうか。
- 委 員 論文で公表されるのではないかと思います。小児生活習慣病予防についての対策は、香川県は非常に進んでおります。主に脂質代謝、コレステロール等のデータを用いて、高脂血症の子どもがどのぐらいいるのか等の研究を、力を入れて行っています。
- 教 育 長 個人ではなく、総合的なデータですね。
- 委 員 はい。統計的なデータです。
- 学校教育課長 担当課にも確認が必要であると思いますが、今後、小児生活習慣病予防健診の申込の際に記入しておくという方法もあると思います。
- 教 育 長 今後、事例が出てきたときに、それぞれ対応していくようになっていきますね。
- 委 員 地域の活動等で募集を行う際などに、学校で用紙の配布・回収を行っていただくことがあります。用紙には、いただいた個人情報には当該活動以外には使用しませんと記載しておりますが、方法としては今までどおりでよいのでしょうか。
- 学校教育課長 参加したいという意思がある方の用紙を回収するというのであれば、その方については同意されているという前提になろうかと思いますが、参加されない

方のものも回収するということになる、難しいのではないかと思います。

- 委 員 参加される方のみ御提出いただくのであればよいということでしょうか。
- 委 員 配布・回収を学校に委託するということであり、学校を通じて個人情報を収集するものではないので、希望者のものを回収するのは構わないと思います。後の取扱については資料を受け取った団体が適切に管理を行うものだと思います。
- 教 育 長 これまでも、校長会等で個人情報の取扱について口頭では様々な注意喚起をしてきたところですが、初めて指針として具体的な留意点を示したものです。高松市個人情報保護条例に則って適切に対応しておりますが、これから、様々な事例が出てくると思いますので、指針に沿って対応していくように留意したいと思います。

教育長が、各委員に諮り、原案のとおり可決。

日程第2 議案第38号

議案第38号 「高松市図書館条例施行規則の一部改正について」

中央図書館長から、高松市図書館条例施行規則の一部改正について説明。

<質疑>

- 教 育 長 男木コミュニティセンターが、船の着港場所の向かい側に移転しました。こ

れに伴い、センター内に設置している中央図書館の分室も移転するので、関係規則を整備するものです。

教育長が、各委員に諮り、原案のとおり可決。

日程第3 報告事項

報告事項1 「令和3年第6回高松市議会定例会答弁要旨について」

教育局長から、令和3年第6回高松市議会定例会答弁要旨について説明。

<質疑>

- 委 員 不登校について、市議会で多くの質問が出ているのは何か理由があるのでしょうか。
- 教育局長 コロナウイルスの問題もあり、全国的に不登校の児童・生徒が増えているということと、先日の研修会に議員さんも参加されており、注目されている事項であったため質問が多く出たのではないかと思います。
- 委 員 学校運営費等に関しまして、地方財政法に則って仕分けをしていると思いますが、なぜすっきりしないのでしょうか。
- 学校教育課長 各学校では、子どもの実態に応じて授業を行っており、よりよいものを

目指そうとする際に費用が必要になるということがあります。これについては、現在マニュアルを作成しているところです。

- 委員 市で購入すべきものは市で購入していただき、子どもの教育のために必要なものについてPTAに協力できるところは協力してもらおうということで、線引きが必要だと思います。

- 委員 取扱マニュアルは、各単位PTAが内容を把握できる状態になるのでしょうか。単位PTAが把握していなければ、学校とのやりとりが難しくなると思いますので、把握できるような体制を構築していく必要があると考えます。御検討いただけたらと思います。

- 教育長 作成段階で高松市PTA連絡協議会から御意見をいただいているところですが、機能するためには単位PTAへの周知等が必要だと思いますので、適切に対応していきたいと思います。

午前10時48分 閉会

議決事項

「高松市立小・中学校における個人情報の取扱いに関する指針について」

「高松市図書館条例施行規則の一部改正について」